

ご検討にあたってご確認くださいこと

医療保険(M I - 0 1)B型について

- 各給付金のお支払いは、責任開始期以後に発病した病気や発生した不慮の事故によるケガを対象とします。
- 配当金・満期保険金はありません。
- 記載されているプランは、契約者貸付・保険料の自動振替貸付のお取扱いができません。
- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 所定の高度障害状態に該当したとき
- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

お支払事由の変更について

公的医療保険制度または公的介護保険制度等の変更または国民年金法の改正が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

解約返戻金について

- 死亡保険金不担保特則が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払込まれていることを要します)。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則・特約には、解約返戻金はありません。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。



SOMPOひまわり生命

健康をサポートする医療保険

健康のお守り

医療保険(M I - 0 1)B型

医療保険

組織募集用

2024年10月改定

入院と手術の費用をしっかりと保障 あなたをお守りする医療保険



重要

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を別冊の「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」または「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

この商品は以下の保障をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。
商品内容がお客さまのご希望に沿っているかご確認ください。

このパンフレットでご案内する保障分野
○病気・ケガの保障

※当商品に貯蓄部分(払込期間中の解約返戻金)はありません。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉<https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

HL-P-A-24-00426(2024.10.2)(24020145)891581-0400(24.10)SA

インシュアヘルス

Insurhealth®

万が一を可能な限りなくしていく
保険と健康を組み合わせた新しい価値



保険本来の役割 (Insurance)と
毎日の健康を応援する機能 (Healthcare)を組み合わせた、
SOMPOひまわり生命が提供する新しい価値です。
インシュアヘルスの提供を通じて、「万が一」を可能な限りなくし、
豊かな人生や夢の実現をサポートする存在を目指します。



インシュアヘルス



健康をサポートする医療保険

健康のお守り なら、**病気やケガ**による**入院・手術**を**一生涯保障**します！

簡単な**3つの告知**(男性は2つ)でお申込みいただけます！

充実の保障が一生涯続きます！

基本
プラン

- 入院は**日帰り入院**から保障
- **手術**は公的医療保険の対象となる**約1,000種類**を保障
- **先進医療の技術料**を**通算2,000万円**まで保障

詳しくは
P.3

オプ
ション

安心のオプションを付加できます！

- 入院したときに一時金でサポート
- 退院後の通院をサポート

詳しくは
P.7~8

告知項目

以下の質問がすべて「いいえ」なら、
医療保険にお申込みいただけます！

1

告知日現在、病気やケガで入院中ですか。
または最近3か月以内に医師により入院・手術を
すすめられたことがありますか。

いいえ



2

告知日より過去1年以内に病気で、
継続して10日以上入院をしたことがありますか。

いいえ



3

【満18歳以上の女性のみ】
告知日現在、妊娠していますか。

いいえ



追加で告知いただくことでさらにオプションを付加することができます！

オプ
ション

- 高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療の備えに！
- 女性特有の病気やがんの入院の備えに！
- がんなどの疾病、就労不能状態の備えに！
- 介護状態への備えに！

詳しくは
P.9~20

追加で告知いただく内容は、告知書をご確認ください。

- お申込み時の告知がすべて「いいえ」の場合でも、お仕事の内容や過去のお申込み(または同時申込みした他の保険商品)の告知内容や給付金支払歴によってはお引受けできない場合があります。
- お申込みに際しては、告知書(告知サポート資料または画面)を必ずご確認ください。
- 上記に該当しても通常の告知でお申込みいただける場合もありますので、募集代理店までお問い合わせください。

保障内容

3つの告知(男性の場合は2つ)でお申込みいただけます。

基本プラン

保険期間:終身

入院

疾病入院給付金
災害入院給付金

病気やケガで入院したとき
1入院 60日 限度
病気で通算1,000日限度*
ケガで通算1,000日限度

* 新三大疾病 「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」
による入院は通算無制限!

日帰り入院対応!

手術

手術給付金

病気やケガによる
所定の手術・放射線治療、
造血幹細胞移植を目的とした
骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の
採取術^{※1}を受けたとき

何度でも! *
約1,000種類の手術に対応!

*一部例外や対象外となる手術があります。

先進医療

先進医療給付金

先進医療^{※2}による療養を
受けたとき
【医療用新先進医療特約】^{※3}

入院給付金日額
10,000円

1日につき
10,000円

入院給付金日額
5,000円

1日につき
5,000円

内容により1回につき
40・20・10・5
万円

内容により1回につき
20・10・5・2.5
万円

先進医療の技術料を
通算2,000万円まで保障

一生
涯
保
障

- 基本プランは《主契約》疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金+《特約》医療用新先進医療特約です。
- 主契約は死亡保険金不担保特約付医療保険(MI-O1)B型・60日型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特約)。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

- ※1 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
- ※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。
- ※3 被保険者がすでに当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

さらにオプションを付加することもできます!(オプションによっては追加の告知が必要です。)

選べるオプション

3つの告知

1 入院したとき一時金で保障
【医療用入院一時金特約】

P7

2 退院後の通院を給付金で保障
【医療用通院特約】^{※1}

P8

3 高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を保障
【医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)】

P9

4 女性特定疾病で入院したとき給付金で保障
【医療用女性疾病入院特約】

P11

5 がんと診断確定されたとき給付金で保障
【医療用新がん診断給付特約】

P11

6 がんによる通院治療を給付金で保障
【医療用新がん外来治療給付特約】^{※1※2}

P12

7 抗がん剤治療を受けたとき給付金で保障
【医療用抗がん剤治療給付特約】

P13

8 七大疾病・就労不能状態になったときなどに
保険料のお払込みを免除
【医療用保険料免除特約】

P15

9 新三大疾病による入院を日数無制限に保障
【新三大疾病支払日数無制限特約】

P17

10 新三大疾病による入院をしたときなどに一時金で保障
【医療用新三大疾病一時金特約】

P18

11 要介護1以上と認定されたときなどに一時金で保障
【介護一時金特約】

P19

12 要介護3以上と認定されたときなどに年金で保障
【医療用介護年金特約】

P20

追加の告知が必要です

一生
涯
保
障

- ※1 ②医療用通院特約と⑥医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。
- ※2 ⑤医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただきます場合があります。



病気やケガによる 入院・手術保障が一生涯！



ご確認事項



入院保障

日帰り入院
にも対応！※1

病気やケガで入院した場合、**入院給付金**※2をお受取りいただけます。

1回の入院※3に
対する支払限度

1回の入院で**60日**まで保障します※4
(**61日目以降**の入院分に対してはお支払いの対象外です)。

通算支払限度

病気とケガのそれぞれで通算**1,000日**まで保障します。
ただし、**新三大疾病**＜「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」＞
で入院した場合は、**通算支払限度を超えて**
疾病入院給付金をお受取りいただけます。

※1 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無などを参考にして判断します。

※2 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

※3 1回の入院については6ページ「1回の入院のお支払限度について」をご覧ください。

※4 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると当社が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度(60日)となる場合がありますので、ご注意ください。



手術保障

約1,000種類
の手術に対応！

病気やケガによる所定の手術・放射線治療などを受けた場合、**手術給付金**※をお受取りいただけます。

手術給付金は、手術の内容に応じて入院給付金日額の**40・20・10・5倍の金額を保障**します。

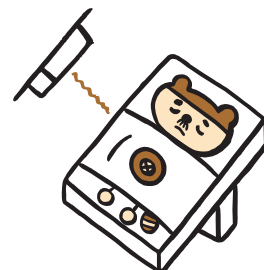
※一部例外や対象外となる手術があります。手術給付金のお支払額について、詳しくは6ページをご覧ください。



医療用新先進医療特約

先進医療による療養を受けた場合、**先進医療給付金**をお受取りいただけます。

先進医療給付金は、公的医療保険の対象外で全額自己負担となる先進医療の技術料相当額を、**通算2,000万円まで保障**します。



■《主契約》医療保険(MI-O1)

手術給付金のお支払額について(入院給付金日額10,000円の場合)

対象となる手術など		お支払額 (1回につき)	お支払限度
公的医療保険対象の手術 ※1 つぎに該当する手術は 対象外 です。 ● 診断・検査など治療を直接の目的としない手術 ● 創傷処理 ● 皮膚切開術 ● デブリードマン ● 骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術 ● 拔牙手術 ● 鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)および鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)	1 ● 開頭手術(穿頭術は 4) ● 四肢切断術(手指・足指は 4) ● 脊髄腫瘍摘出術 ● 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術※2	40万円	回数は 無制限 ※3
	2 ● 開胸・開腹手術 (● 3 に該当する手術は除く) (● 帝王切開娩出術は 4) (注)乳房切除術は開胸手術に該当しないため 4		
	3 ● 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術	20万円	
	4 1～3 に該当しない手術	入院中に受けた手術 10万円 外来で受けた手術 5万円	
先進医療に該当する手術 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は 対象外 です。		10万円	
公的医療保険対象の放射線治療 ※1 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法		10万円	
造血幹細胞移植を目的とした骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術 ※4		20万円	2回まで

※1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。

※2 臓器の移植に関する法律に沿った、受容者を対象とした手術に限りです。また、提供者側は対象外です。

※3 「手術給付金」のお支払限度の例外
手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術(網膜光凝固術など)や、放射線治療(照射)・温熱療法を複数回

受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。

手術料が1日につき算定される手術(人工心肺など)を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。

※4 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回を限度とします。ただし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。



【例】
鼻粘膜焼灼術



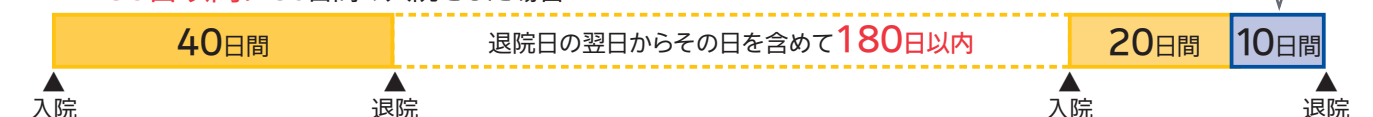
公的医療保険の手術料が算定される手術ですが、給付対象外のため**手術給付金はお支払いしません。**

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

2つの入院が1入院とみなされる場合

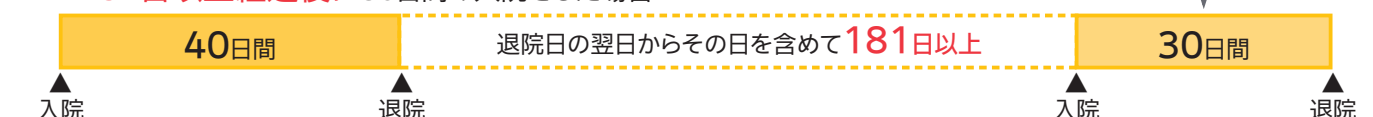
40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に30日間の入院をした場合



× 70日間の入院とみなされ、30日間のうち10日間は保障されません

2つの入院が1入院とみなされない場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて**181日以上経過後**に30日間の入院をした場合



○ 別の入院とみなされるため、30日間分保障されます

入院や退院後の通院に備えたい方におすすめ！

① 医療用入院一時金特約

病気やケガで入院した場合、**入院一時金**※をお受取りいただけます。
入院の原因が異なる**病気・ケガ**であれば、
180日以内に複数回入院した場合でも、
それぞれの入院に対してお受取りが可能です。
(1回の入院*についての入院一時金のお受取りは1回限りです。)



お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

※責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

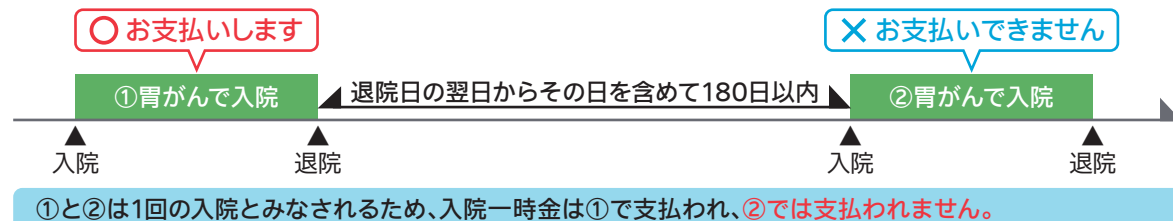
入院一時金
1回につき**10万円**
(入院一時金額10万円の場合)

入院一時金のお受取りについて

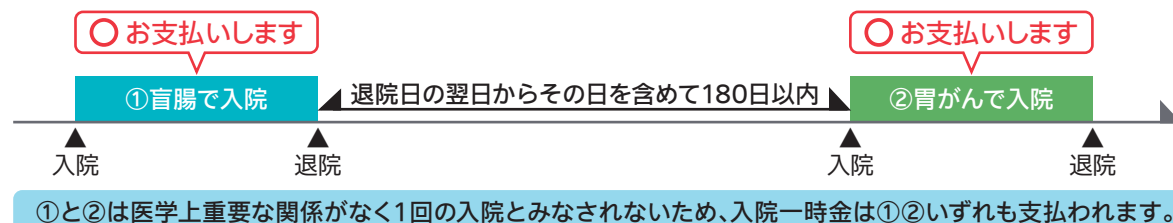
1回の入院*についての入院一時金のお受取りは1回限りです。
また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受取りは1回限りとします。

- 注意**
- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされるとき
 - 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

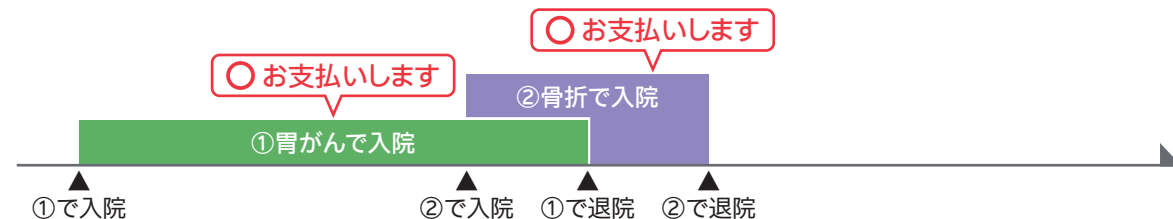
事例1 胃がんで入院し、退院後180日以内に胃がんで再度入院した場合



事例2 盲腸で入院し、退院後180日以内に胃がんで入院した場合



事例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合



入院開始の直接の原因となった①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

② 医療用通院特約

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**通院給付金**をお受取りいただけます。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院※1をしたとき

1回の入院*に対する通院支払限度 **30日**※2

通算支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。

ただし、**三大疾病** <「がん(上皮内がん含む)」「急性心筋梗塞※3」「脳卒中※4」>

で通院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお受取りいただけます。**



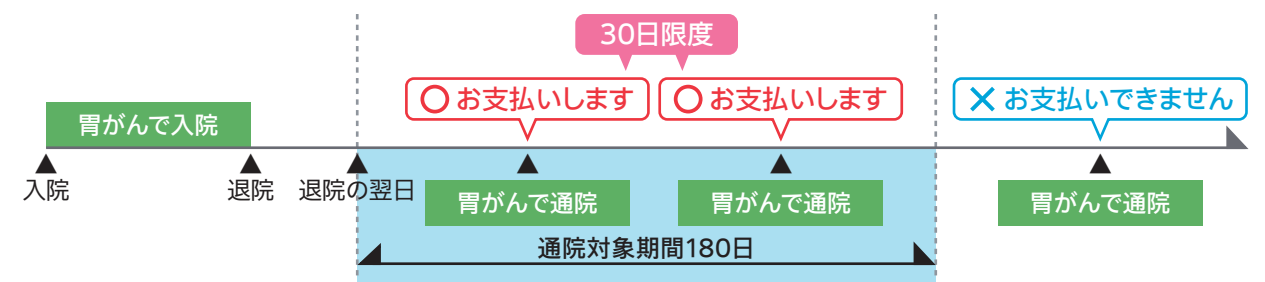
疾病通院給付金・災害通院給付金
1日につき**5,000円**
(通院給付金日額5,000円の場合)

- ※1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。
※2 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。
※3 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)
※4 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」

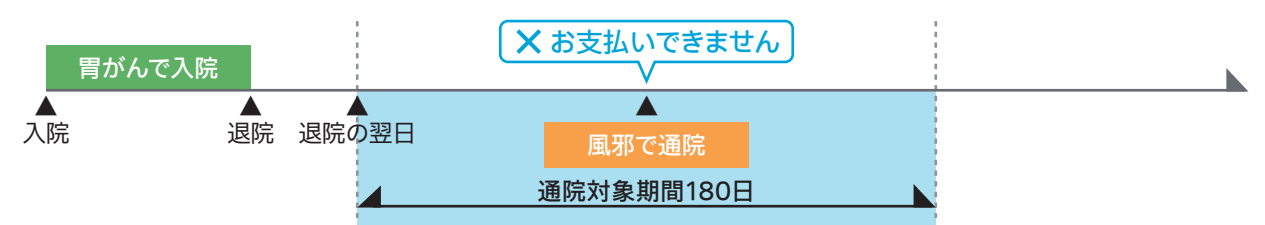
●②医療用通院特約と⑥医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

事例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合



事例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合





ご希望の保障内容にあわせてオプションを 付加することができます! (追加の告知が必要です。)

高血圧症・脂質異常症・高血糖症に備えたい 方におすすめ!

③ 医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を受けた場合、**健康回復支援給付金**をお受取りいただけます。
(健康回復支援給付金のお受取りは1回限りです。)

お支払事由 **高血圧症・脂質異常症・高血糖症**※¹のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けたとき*
* **当社所定の疾病**※²により入院をしたときは、投薬治療を受けたものとみなし、健康回復支援給付金をお受取りいただけます。

**健康回復支援給付金
5万円**
(健康回復支援給付金額
5万円の場合)

※¹ 詳しくは約款別表「対象となる高血圧症、脂質異常症または高血糖症」をご覧ください。 ●健康回復支援給付金を支払われた場合には、この特約は消滅します。

※² 当社所定の疾病の例は、下記をご覧ください。また、詳しくは約款別表「対象となる疾病」をご覧ください。

当社所定の疾病の例

糖尿病

心疾患

高血圧性疾患

脳血管疾患

腎疾患

肝疾患



不健康な生活習慣から病気の重症化・合併症への進行イメージ

監修：株式会社査定コンサルティング

不健康な生活習慣

不健康な生活習慣とは、例えば以下のようなものがあげられます。

不適切な食生活

ストレス過剰

運動不足

過度の飲酒

喫煙

など

生活習慣病の予備群

不健康な生活習慣を続けると、生活習慣病の予備群となり、

高血圧

脂質異常

高血糖

などになるリスクがあります。



病気の重症化・合併症への進行

例 **高血圧症**

脂質異常症

高血糖症(糖尿病)

によって、病気が重症化したり、合併症へ進行するリスクがあります。

高血圧症

脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
腎臓	慢性腎臓病
目	眼底出血

脂質異常症

脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
足	閉塞性動脈硬化
脾臓	急性脾炎

高血糖症(糖尿病)

脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
腎臓	糖尿病腎症(人工透析)
神経	神経障害(壊疽)
目	糖尿病網膜症(失明のリスク)

健康回復支援給付金は、

治療費以外にも様々な使い道があります。

生活習慣を改善するためには、**体重・血圧の管理や記録、適度な運動、食生活の見直し**などをすることが大切です!

例

使い道①

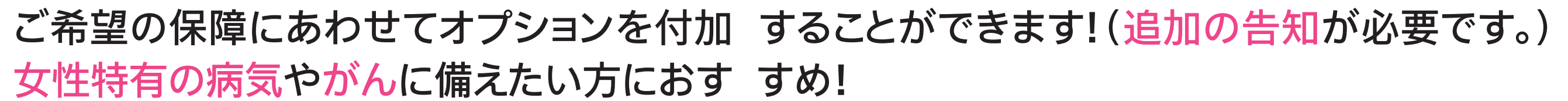
スマートフォンなどに連動する体重計やウェアラブル端末などの便利なアイテムを購入する。



使い道②

ランニングなどで使うスポーツ用品を購入する。





女性疾病入院給付金
1日につき**5,000円**
(女性疾病入院給付金日額
5,000円の場合)

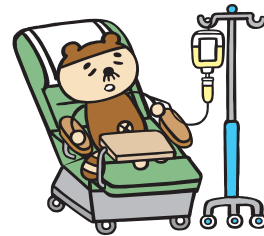


ご希望の保障にあわせてオプションを付加 することができます! (追加の告知が必要です。)

抗がん剤治療に備えたい方におすすめ!

⑦ 医療用抗がん剤治療給付特約

ホルモン療法
も対象!



つぎの抗がん剤^{※1}治療^{*}を受けた場合、
お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤治療給付金**、
自由診療抗がん剤治療給付金をお受取りいただけます。

※この特約の責任開始日以後に医師により診断確定されたがんの治療を目的とする抗がん剤治療をいいます。

お支払事由

抗がん剤治療給付金

通算無制限!

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を
受けたとき

抗がん剤治療給付金
お支払事由に
該当する月ごとに
5万円
(基準給付月額
5万円の場合)

自由診療抗がん剤治療給付金

通算12か月限度

つぎのいずれかの抗がん剤治療を受けたとき
(抗がん剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤
治療を除きます。)

- ① 先進医療^{※2}による抗がん剤治療
- ② 患者申出療養^{※2}による抗がん剤治療
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されて
いる抗がん剤による治療
- ④ 欧米で承認された抗がん剤による治療

自由診療抗がん剤
治療給付金
お支払事由に
該当する月ごとに
5万円×2
(基準給付月額
5万円の場合)

※1 対象となる「抗がん剤」とは、抗がん剤治療を受けた
時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法
による医薬品分類のうち「L01(抗悪性腫瘍薬)、L02
(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制
薬)、V10(治療用放射性医薬品)」に分類される薬剤
をいいます。

※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設
基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に
規定されているものに限り、そのため、対象となる
医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、

公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うこと
が認められている保険医療機関で受けた療養のことを
さします。

- 抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある
場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に抗がん
剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。
- 自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤
治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月
の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤
治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

「⑦医療用抗がん剤治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日^{*}からその日を含めて91日目
となります。

責任開始日から90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者
がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込み
を受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の
責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関

する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)
を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知
の日)が主契約の責任開始日となります。



抗がん剤治療

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効
果が期待できます。副作用があることもありますが、
最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでい
ます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法
のほか、**分子標的薬**や**免疫チェックポイント阻害
薬**、**ホルモン療法薬**を使用する治療法があり
ます。日本で未承認の治療薬などもあり、**経済的
な負担が生じる**ことがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費
用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見
直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、
高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと作成しています。
医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますの
でご注意ください。

例

分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子を
ターゲットとして効率よく攻撃し、がん
細胞の増殖を抑えたり、破壊する治療
薬です。

費用

条件

- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
- 処方:トラスツマブ
- 治療スケジュール:3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約216万円
(自己負担3割の場合:約65万円)

- トラスツマブの投与量は体重によって異なります。
費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては3日
ほどの入院治療が必要になる場合もあります。



患者申出療養制度

患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と
闘う患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、
できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度**です。

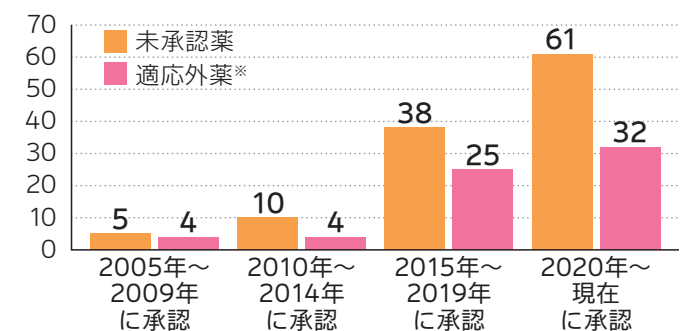
この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。



欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が**日本で承認されるまでには数か月から数年程度かかる**ため、未承認薬を使
う治療は「**自由診療(全額自己負担)**」となります。未
承認薬は1か月の薬剤費が100万円を超えるものが多
く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外である
がん領域の医薬品数とその推移



※欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、
日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをい
います。

●2023年7月31日時点での情報に基づいています。(のべ数)
国立がん研究センター
「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」



ご希望の保障にあわせてオプションを付加 七大疾病や就労不能状態などに備えたい

することができます! (追加の告知が必要です。)
方におすすめ!

⑧ 医療用保険料免除特約

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

保険料払込 免除事由

- ① 七大疾病により所定の事由に該当したとき
- ② 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態で該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※1
- ③ 当社所定の就労不能状態※2に該当したとき

※1 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。

※2 詳しくは16ページの「対象となる当社所定の就労不能状態」および約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

対象となる七大疾病および所定の事由

がん (上皮内がん含む)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがんと医師により診断確定されたとき
心疾患	被保険者が心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②心疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	被保険者が脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②脳血管疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

「⑧医療用保険料免除特約」のがん(上皮内がん含む)に対する保障の開始は、主契約の責任開始日※からその日を含めて91日目となります。ただし90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合でも、当該がんを原因として所定の就労不能状態に該当した場合、保障の対象となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する

特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。

対象となる当社所定の就労不能状態(詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。)

所定の疾患等による障害 ①

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術(自家移植は除きます)を受けた

人工肛門の造設

[人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる]

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある

所定の疾患等による障害 ②

回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



心臓の病気

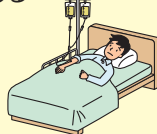
- 心臓に人工弁を置換した※1
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2

※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。

※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



血液・造血器の病気

[以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している]

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

悪性新生物

[悪性新生物で血液数値がつぎのすべてに該当する]

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

眼の障害

回復の見込みのない状態

[両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態]

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したとき正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く

耳の障害

回復の見込みのない状態

[両耳の聴力に著しい障害を残す状態]

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



平衡機能の障害

回復の見込みのない状態

[平衡機能に著しい障害を残す状態]

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度状態

言語機能の障害

回復の見込みのない状態

[言語機能に著しい障害を残す状態]

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態

上・下肢の障害 ①

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 ②

回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

※著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。



ご希望の保障にあわせてオプションを付加 することができます! (追加の告知が必要です。)

新三大疾病に備えたい方におすすめ!

⑨ 新三大疾病支払日数無制限特則

新三大疾病で入院した場合、**入院日数を無制限**に保障します。

例 新三大疾病で入院した場合

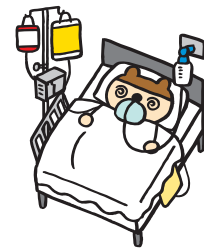


対象となる新三大疾病

がん(上皮内がん含む)

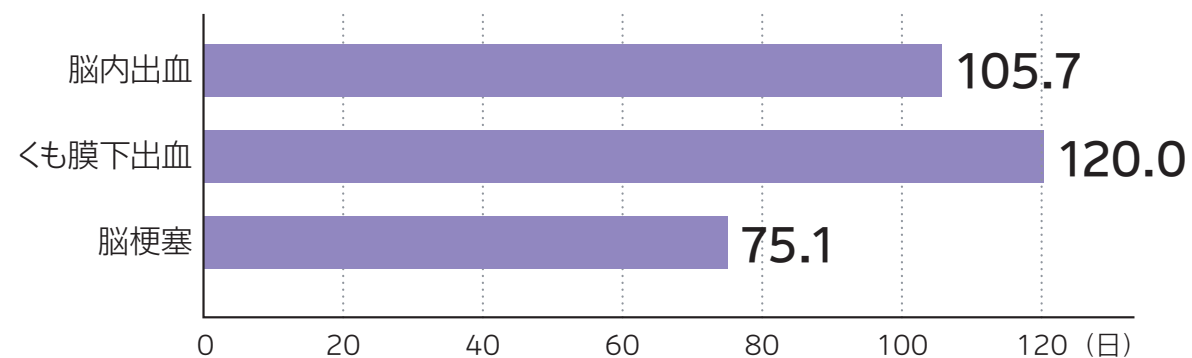
心疾患

脳血管疾患



病気によっては**長期にわたる入院**を要する場合があります。

■ 疾病別退院患者の平均在院日数*



※「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

厚生労働省「令和2年(2020) 患者調査」

⑩ 医療用新三大疾病一時金特約

回数無制限!
(一時金ごとに1年に1回を限度)

新三大疾病により所定の事由に該当した場合、**がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金**をそれぞれの一時金ごとにお受取りいただけます。

がん(上皮内がん含む)

心疾患

脳血管疾患

で所定の事由に
該当した場合

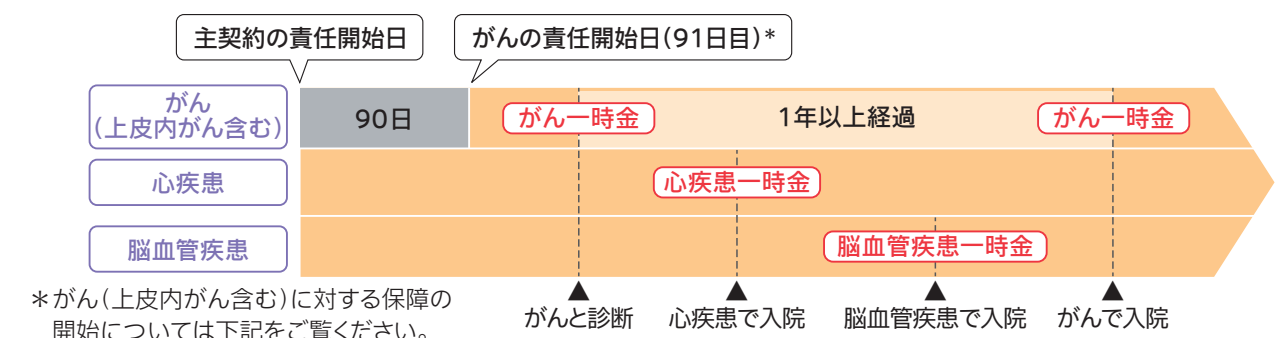
がん一時金・心疾患一時金・脳血管疾患一時金
一時金ごとに1回につき**50万円**
(基準一時金額50万円の場合)

対象となる新三大疾病およびお支払事由

がん (上皮内がん含む)	【1回目】初めてがんと医師により診断確定されたとき 【2回目以降】がんの治療を目的とする入院をしたとき
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をしたとき
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をしたとき

●2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過している必要があります。

一時金のお受取りイメージ



*がん(上皮内がん含む)に対する保障の開始については下記をご覧ください。

「⑩医療用新三大疾病一時金特約」の**がん(上皮内がん含む)**に対する保障の開始は、**主契約の責任開始日**※からその日を含めて**91日目**となります。
責任開始日から90日以内に**がん**と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する

特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。



さらにオプションを付加することができます! (追加の告知が必要です。)

要介護状態に備えたい方におすすめ!

⑪ 介護一時金特約

つぎのいずれかに該当した場合、**介護一時金**をお受取りいただけます。

(介護一時金のお受取りは1回限りです。)

- お支払事由
- ① 公的介護保険制度により**要介護1以上**と認定されたとき
 - ② 満65歳未満の被保険者について
当社所定の要介護状態※が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
 - ③ 当社所定の高度障害状態に該当したとき

一時金
介護一時金100万円
(介護一時金額100万円の場合)

または
年金
5年間(確定年金5年の場合)

★当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金に代えて年金でのお受取りを選択することができます。**介護一時金の一部のみを年金でお受取りいただくことはできません。**

※「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

① 下記 A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄

② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

(注) 当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

●この特約のお支払事由に該当した場合、特約が消滅し、以後のこの特約の保険料は不要です。



⑫ 医療用介護年金特約

つぎのいずれかに該当した場合、生存している限り、終身にわたって**介護年金**をお受取りいただけます。

- お支払事由
- ① 公的介護保険制度により**要介護3以上**と認定されたとき
 - ② 満65歳未満の被保険者について
当社所定の要介護状態※が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
 - ③ 当社所定の高度障害状態に該当したとき

例 介護年金額: 36万円の場合



※「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

① 下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B～Eのうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
② 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B～Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(注) 当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

●この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料は不要です。

●第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。

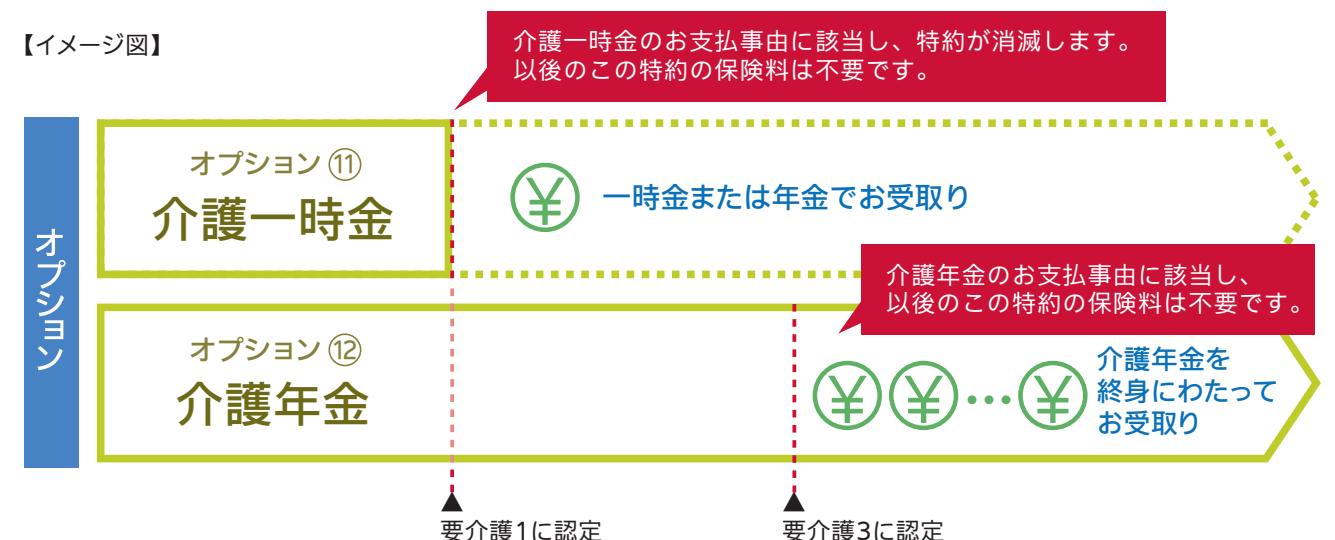
公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

(公財) 生命保険文化センター
「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

身体の状態(例)		
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態
要介護	1	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	3	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	4	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	5	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

⑪ 介護一時金特約と⑫ 医療用介護年金特約を同時に付加した場合

【イメージ図】



⑪ 介護一時金特約と⑫ 医療用介護年金特約は 対象となる「要介護状態」の範囲が異なります。

お客さま専用サービス MYひまわり と健康支援 サービスのご案内



「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料



健康診断結果の
管理

リスク分析

おすすめの
健康行動をご案内

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶



お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも

スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

給付金のご請求

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更

歩行
管理

様々なデバイスと連携して
日々の歩行記録ができ、
健康維持に役立ちます！



リスク
チェック

健康診断結果を登録すると、5年以内の健康リスクをAIが予測

STEP
1

健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録



STEP
2

AIが5年以内に罹患する確率の高い
がんなどの疾病を予測リスクに応じて
おすすめの健康行動をご案内します

5年以内の予測罹患率TOP3 ？

1	大腸がん	45%	？
2	高血圧	10%	？
3	糖尿病 等	5%	？

- 各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。●法人のご契約者さまはご加入の保険商品によってはご登録いただけません。個人にてご登録ください。
- 健康リスク予測（検査値異常リスク予測、罹患リスク予測）は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスク（検査値異常リスク、罹患リスク）の予測を表示するものです。

アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスをご案内

血糖値が
気になる…

有料

血糖コーチング



いつでもどこでも

血糖変動を可視化

生活習慣の
改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。

- 契約者・被保険者のみ利用可能です。
- 本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、**糖尿病や心疾患などの発症リスク**に繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。血糖値を安定させるためには、**バランスの取れた食事や適度な運動が良い**といわれています。

将来、がんに
ならないか
不安…

有料

がん早期発見をサポートする
がんリスク検査サービス



自宅で完結

痛みがなく手軽

複数の部位を
チェック

一度の検査で、
●がんリスク

がんは誰でも罹患する**可
難しくなる**場合があります。
肢が広がり、**生存率**を向上
選択肢のひとつとして、自
※がんリスク検査は医師によ
サービスであるため、診断

現在のがんリスクを調べることが可能です。
検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。

能性のある病気です。発見が遅れると、**症状が進行し治療が**
す。がん検診を受けることで、がんの早期発見や治療の選択
させることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、
宅でできるがんリスク検査サービスをご紹介します。
るがんの診断とは異なります。あくまでもリスクや可能性を計測する
に際しては医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。

ご登録方法はこちら ▶



- 本パンフレットに記載のサービスは、2024年10月現在のものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
- 当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスをご案内しております。